

【事案Ⅱ－２】 重度障害共済金請求

・ 平成 29 年 3 月 9 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は、関節リウマチ等により重度障害の状態になったとして生命共済契約に基づく重度障害共済金を請求したが、被申立人が支払非該当と判断したこと、および、医療照会の書面開示を拒むなど詳細理由の説明がなされないことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、重度障害共済金を支払え、被申立人は、医療照会回答書を開示せよ、との判断を求める。

- (1) 申立人は、「身体障害者 1 種 2 級」の身体障害者手帳の交付を受けており、関節リウマチにより、右手首機能に著しい障害を残し、左手関節機能及び両足関節機能をいずれも全廃しており、包丁が握れず食事の用意ができないし、重い物が持たないので買物ができず、下を向いて作業することが難しく掃除もできない。したがって、申立人は、夫の介護、支援なしには生活が成り立たない状態である。このように、申立人は、障害により一般平均人以下に著しく能力が低下しているため、労務に服することができない。
- (2) 申立人は、1 上肢の 3 大関節中、①左手関節機能を全廃し、②左肩関節の可動域が前方挙上 40 度、後方挙上 10 度、側方挙上 50 度と、完全強直に近い状態にある。
- (3) 約款・事業規約後遺障害等級表の「適用上の注意事項」では、「第 2 級から第 4 級までの後遺障害の状態の 2 以上に該当したとき（身体の同一部位に生じたものであるときを除く）は、重度障害の状態に該当したものとみなす」こととなっている。申立人の後遺障害は、「神経系統の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの」および「1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの」の 2 つに該当していることから、重度障害に該当する。
- (4) 代理人を通して再度、共済金支払非該当の詳細理由の回答を要請し、医師照会回答書の開示を求めたが、いずれも回答はできないとされ、医療照会回答書が適切に書かれていたのか、不安が残る。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、との判断を求める。開示の請求には応じる。

- (1) 関節リウマチは、多発性関節炎を主徴とする原因不明の慢性全身性炎症性疾患であり、病因としては、遺伝、免疫異常、未知の環境要因などが複雑に関与している

と推測されている。したがって、医学的な観点からは、関節リウマチは厳密には「神経系統の障害」とはいい難い。

- (2) しかし、関節リウマチは全身性の疾患であり、その症状は、神経系統の疾患と同様に身体の各所に出現する。この点において、関節リウマチは神経系統の疾患と共通する。本件の場合、申立人の主張する各症状（可動域制限）は、「関節リウマチ」という一つの疾患（原因）から発生したものである。したがって、申立人の主張する各部位に発生した症状を、それぞれ「身体の別の部位に生じた症状」として検討するのは妥当でなく、「神経」の場合と同様に「身体の同一部位」に生じた障害と考えるのが合理的である。
- (3) 約款・事業規約「適用上の注意事項」では、「各等級の後遺障害の状態に該当しない後遺障害の状態であっても、各等級の後遺障害の状態に相当するものは、それぞれその相当する等級の後遺障害の状態に該当したものとみなします。」と規定している。上記規定は、後遺障害等級表に掲げられていない後遺障害が存在する場合に関するものであり、関節リウマチについては、上記規定に基づき、「神経系統の障害」に相当する後遺障害として、「神経系統の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの」に該当するかどうかを検討すべきである。
- (4) 申立人は、平成26年6月、自ら運転する乗用車で他の車両への衝突事故を起こし、事後処理のための立ち話をしていたこと、共済金請求書にも申立人自身が署名したことが認められること、平成28年2月、1人で歩いて訪れた共済窓口において、必要書類に自ら記入したこと等の各事実の存在からも、申立人が「特に軽易な労務以外の労務に服することができない」という状態にはないことが裏付けられる。
- (5) また、平成28年4月付医療照会回答書には、関節リウマチによる機能障害の進行程度について、「クラス4(不能)ほとんど寝たきりあるいは車椅子生活を送っており、身の回りのことが自分一人では殆どできない状態」と記載される一方、診断書中の日常生活動作検査表には、「坂道を昇る・降りる」・「台(10cm)に上がる・降りる」・「手すりにつかまって階段を昇る・降りる」が「可能」と記載されている。また、医療照会回答書には、労働能力の残存程度について、「関節機能障害の著しい進行のため、多少自用を弁ずることができる程度のもので、終身にわたりおよそ労務に就くことが出来ないもの」と記載される一方、日常生活動作検査表には、36項目中「不可能な場合」は6項目に過ぎず、申立人が「終身にわたりおよそ労務に就くことが出来ない」とは到底認めることができない。

＜裁定の概要＞

審議会は、申立人及び共済団体から提出された書面にに基づき審議した結果、「申立人の請求を棄却する。」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 申立人は、平成28年3月リウマチ専門医によって日常生活動作の検査を受けているが、その結果は、36項目の日常生活動作中、不可能とされたものは6項目にとど

まり、その他の「移動」、「立体応用動作」、「食事動作」、「衣服着脱動作」等の項目は、「可能（○）」又は「時間をかければ可能（△）」と評価されており、上記検査結果によれば、申立人の障害は、後遺障害等級表第5級の「軽易な労務以外の労務に服することができないもの」に該当するということとはできても、同第3級の「特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの」には該当しないものといわなければならない。

- (2) また、申立人は、平成28年2月に1人で歩いて共済窓口を訪れ、リウマチに係る後遺障害請求について担当者と相談し、必要書類に自ら記入をしたこと、当日の申立人の歩行や動作にはある程度の硬さは見えたが、大きく手間取ることもなく手続を完了したことの各事実が認められ、これらの事実も、申立人が「特に軽易な労務以外の労務に服することができない」という状態にはないことを裏付けるものである。
- (3) 申立人が主張する1上肢の3大関節中関節の用を廃した2関節とは、①左手関節機能（全廃）及び②左肩関節（完全強直に近い状態）であるが、申立人の左手関節は、「背屈-15度、掌屈15度」であり、両値の合計はゼロ度となり、可動域がゼロ度であるため、「関節の用を廃したもの」に該当することが認められ、左肩関節は、「前方挙上」40度、「後方挙上」10度で、両値の合計は50度であり、また、「側方挙上」も50度であることが認められる。「適用上の注意事項」において、「上肢の関節の用を廃したもの」とは、上肢の関節に完全強直またはそれに近い状態を残すものをいいます。」と規定しているが、これによれば、上記の可動域を有する申立人の左肩関節の障害は、「完全強直」に該当しないことはもちろん、「それに近い状態を残すもの」にも該当しないものというべきである。
- (4) したがって、申立人の上肢の関節に係る障害は、「1上肢の3大関節中の1関節（左手関節）の用を廃したもの」（後遺障害等級表第6級に該当）ということとはできるものの、これに加えて更に1上肢の3大関節中の1つ又はそれ以上の関節の用を廃したものが存在するということとはできず、後遺障害等級表第4級には該当しないものというべきである。